

# 市民農園整備促進法の概要

## 1 目的

市民農園の整備を適正かつ円滑に推進するための措置を講ずることにより、健康的でゆとりある国民生活の確保を図るとともに、良好な都市環境の形成と農村地域の振興に資する。

## 2 市民農園の定義

### ①及び②の総体

#### ① イ又はロ

イ 「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」に規定する特定農地貸付けの用に供される農地

ただし、地方公共団体及び農業協同組合以外の者が当該方式により市民農園を開設する場合は次の要件を義務付け（特定農地貸付法第2条第2項第5号）

a 適正な農地利用を確保する方法等を定めた貸付協定を市町村との2者間で締結（bにより農地を借受けて特定農地貸付けを実施する場合は、市町村と当該農地の貸付けを行う地方公共団体又は農地保有合理化法人との3者間）

b 農地を所有していない者の場合は、地方公共団体又は農地保有合理化法人から農地の使用貸借による権利又は賃借権の設定を受けて特定農地貸付けを実施

ロ 相当数の者を対象として定型的な条件で、レクリエーションその他の営利以外の目的で継続して行われる農作業の用に供される農地（都市住民等に対する権利設定なし）

② 市民農園施設（①の農地に附帯して設置される農機具収納施設、休憩施設その他の当該農地の保全又は利用上必要な施設）

## 3 市民農園の整備に関する基本方針

都道府県知事は、市民農園の整備の基本的な方向、市民農園区域の設定に関する事項等を内容とする「市民農園の整備に関する基本方針」を定める。

## 4 市民農園区域

市民農園を開設するためには、市町村は、基本方針に基づき、当該市町村の区域内の一定の区域で市民農園として利用することが適当と認められること等の要件に該当するものを市民農園区域として指定することが必要。

市街化区域については、市民農園区域の指定は不要。

## 5 交換分合

市町村は、市民農園区域を指定し、又はこれを変更しようとする場合において、市民農園区域内の土地を含む一定の土地について交換分合を行うことができる。

## 6 市民農園の開設の認定

市民農園区域内又は市街化区域内において市民農園を開設しようとする者は、市民農園の用に供する土地の所在、市民農園の整備に関する事項、市民農園の運営に関する事項等を記載した整備運営計画を作成し、市町村の認定を受けることができる。

## 7 認定の効果

(1) 認定を受けた者（以下「認定開設者」という。）が整備運営計画に従って特定農地貸付けを行う場合には、「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」に基づく承認を受けたものとみなす。

(2) 認定開設者が整備運営計画に従って農地等を市民農園施設の用に供する場合には、農地法に基づく転用許可があったものとみなす。

(3) 認定開設者が整備運営計画に従って行う一定の市民農園施設に係る開発行為等については、都市計画法に基づく開発許可及び建築許可が可能となる。

注：下線部分は平成17年9月1日から適用（特定農地貸付法の一部を改正する法律（平成17年法律第52号）

# 市民農園整備促進法のフロー

